高等小學新讀本

西村正三郎編述

上編卷三

375.9
Ni19
資料室

30224

教科書文庫

3
810
32-1894
200030
1437

375.9
Ni19
廣島大學圖書之印
資料室
廣島大學教図書
23646

高等小學 新讀本上篇第三卷

目次

第一章　國體
第二章　鎌倉及足利時代
第三章　朋友の信
第四章　あーなが長次郎
第五章　手紙の文
第六章　女の豫讓
第七章　後醍醐天皇
第八章　後醍醐天皇の御書
第九章　恭
第十章　諸動物ノ攻防具(一)
第十一章　諸動物ノ攻防具(二)
第十二章　蒲公英

第十三章　日本の魚族
第十四章　日本ノ水産業
第十五章　豊臣秀吉
第十六章　英雄の忍耐
第十七章　儉
第十八章　鎌倉及足利時代の風俗
第十九章　童子夢ニ一滴ノ水球トナル
第二十章　博愛

帝國大學圖書之印

高等小學新讀本上篇第三巻

西村正三郎　編述

第一章　國體

國に一定の體あるハ猶家ふ各種の形ゐるお如し。家に平屋あり、二階屋ゐり、又土藏造あり、是家の形なり。國に帝國ゐり、王國あり、又共和國あり、是國の體ふり。家の形ハ、匠人の工夫によりて、自在ふ變更をるふとを得れども、國體ハ國民長久の風習によりて、定まる者なをバ、一時の人力を以て之を改むべきものゑらず。故に人民たるえのハ、各其國の國體を重ん、國の良民とふりて、己の職分を盡さゞ

るべからず。

我が日本國は、天皇陛下の統轄し給へる一の帝國なり。天皇陛下は、他國の君主と異なりて、天祖以來、數千年の間、皇統連綿として、永く皇位を嗣ぎ給へり。地球の上に、邦國多しと雖、此の如き國體は、決して其比を見ず。さればこそ、我が國民は、固く此國體を守り、皇室を尊びて、忠節を致さざるべからず。

今を距ること、二十五年前までは、政事總べて幕府に歸し、數百の諸侯ありて、各家人を有し、以て全國を分領し、士分の者を重んじて、平民を賤みしかば、國民の權力に、輕重ありて、互に同權ならざりしが、今上天皇、即位以來、天下の政權を收攬し、給ひ士民の權を均しくして、公明の治を行ひ、學校を設けて、人民を教へさせ給ひしかば、文化日に進みて、人々其職に勵み、國運の盛なること、遠く前代に過ぎたり。殊に即位の初より、人民の公論を重んじ、經綸を行はせ給ひ、次第に民智を養ひて、之に參政の權を與へ、以て立憲の政體を立てんとせさせ給ふ。さればこそ我が國民は、益聖恩に感激して、國に報效せんことを謀らざるべからず。下に記せる勅諭は、明治十四年の十月に、洽く國民に詔らせ給へるものにして、臣民の熟奉讀すべき所なり。

勅諭

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣ギ、中古紐ヲ解クノ乾

綱ヲ振張シ、太政ノ統一ヲ總攬シ、又夙ニ立憲ノ政體ヲ立テ、後世子孫繼グベキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス。嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ、十一年ニ府縣會ヲ開カシム。此皆漸次基ヲ創メ、序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非ザルハ莫シ。爾有衆、亦朕ガ心ヲ諒トセン。

顧ミルニ、立國ノ體、國各宜シキヲ殊ニス。非常ノ事業、實ニ輕舉ニ便ナラズ。我祖我宗、照臨シテ上ニ在リ、遺烈ヲ揚ゲ、洪謨ヲ弘メ、古今ヲ變通シ、斷シテ之ヲ行フ。責朕ガ躬ニ在リ。將ニ明治二十三年ヲ期シ、議員ヲ召シ、國會ヲ開キ、以テ朕ガ初志ヲ成サントス。今在廷臣僚ニ命ジ、假スニ時日ヲ以テシ、經畫ノ責ニ當ラシム。其組織權限ニ至テハ、朕親衷ヲ裁シ、時ニ及ンデ公布スル所アラントス。

朕惟フニ、人心進ムニ偏シテ、時會速ナルヲ競フ。浮言相動カシ、竟ニ大計ヲ遺ル。是レ宜シク今ニ及ンデ謨訓ヲ明徵シ、以テ朝野臣民ニ公示スベシ。若仍故ラニ躁急ヲ爭ヒ、事變ヲ煽シ、國安ヲ害スル者アラバ、處スルニ國典ヲ以テスベシ。特ニ茲ニ明言シ、爾有衆ニ諭ス。

皇御國の歌

皇御國の武士ハいかなる事をの勉むべき、唯身よもてるまごゝろを國と君とに盡をまで。

問答　國體ニ各種アリ、其例ヲ擧ゲヨ。我ガ國ノ國體ハ如何。二十年前迄ノ人民ハ皆同權ナリヤ否ヤ。今上

皇帝即位以來政治ノ景況ハ如何。勅諭ノ大意ヲ擧ゲヨ。

第二章　鎌倉及足利時代

源頼朝一流人ノ身ヲ以テ伊豆ヨリ起リ、遂ニ威權赫々タル平氏ヲ西海ニ攻メ亡シヌ。是ニ於テ前古未曾有ノ幕府ヲ鎌倉ニ開キ、朝廷ノ舊臣大江三善ナドヲ用ヰテ、政事ヲ輔佐セシメケレバ、士民皆鎌倉ニ歸服スルニ至レリ。又弟義經ノ走ルニ及ビ、朝廷ニ奏聞シテ、諸國ニ守護ヲ置キ、莊園ニ地頭ヲ置キ、以テ義經ノ潛ム處ニ就テ之ヲ捕ヘント請ヒシニ、朝廷之ヲ許シ、給ヒシカバ、頼朝其家人ヲ守護地頭ニ任ジテ、自之ヲ總管セリ。因テ六十六國總追捕使ト

稱ス。是名ハ義經等ヲ捕ヘンガ爲ナレド、其實ハ天下ノ大權ヲ、已一人ノ掌中ニ收メタルナリ。其子頼家ハ暗愚ニシテ、將軍ノ任ニ堪エザリケレバ、母政子之ヲ廢シテ弟實朝ヲ立テシガ、遂ニ僧公曉ノ爲ニ弑セラル。是ニ由リ、源氏ノ正統ハ、三世九三十餘年ニシテ其跡ヲ絶テリ。

已ニシテ藤原頼經ヲ京都ヨリ迎ヘ立テ、將軍トナシ、北條義時之ガ執權トナリテ政事少シモ舊時ニ異ナラズ。後鳥羽上皇之ヲ見テ、憤ラセ給ヒ、關東征伐ヲ思ヒ立タセラレシモ、官軍大ニ敗レテ、益北條氏ノ跋扈ヲ來タセリ。是ニ於テ、義時ハ恐レ多クモ、一天萬乘ノ至尊ヲ廢シ參ラセ、又後鳥羽上皇ヲ始メ、順德土御門ノ二上皇ヲ、隱岐佐渡土佐

ニ、ソレゾレ移シ奉リシコト、不臣此上ヤアルベキ。世ニ之ヲ承久ノ亂トハ云フナリ。是ヨリシテ、北條氏執權ノ名ヲ以テ、天下ノ政事ヲ左右シ、上ニ將軍ヲ奉ズト云ヘド、其廢立一トシテ北條氏ノ意ニ出デザルハナシ。中ニモ、泰時時賴ハ、力ヲ民政ニ用ヰルコト深カリシカド、大體已ニ不臣ノ人物ナレバ、敢テ論ズルニ足ラズ。獨時宗ガ元兵ノ攻メ來ルヲ恐レズ、能ク人心ヲ一ニシテ、其大軍ヲ攻メ亡ボシシハ、稍父祖ノ罪ヲ償フニ足ランカ。高時ニ至リテ驕奢ニ耽リテ、政事ヲ意トセズ、人々之ニ從フ心ナカリシガ、遂ニ新田義貞ノ爲ニ、鎌倉ヲ攻メ破ラレシカバ、高時ノ一族從士、之ニ敵シ難ク皆一同ニ腹掻キ切テ死シタリキ。時政ヨリ此ニ至ルマデ、世ヲ傳フルコト九世ニシテ、執權職タリシハ、凡百四十年ナリ。

後醍醐天皇ハ、英明ノ君ニマシマシテ、初ニ北條氏ヲ滅シテ、建武ノ中興ヲ開キ給ヒシガ、後足利尊氏ノ叛クニ及ビテ、吉野ニ潛幸アラセラレ、茲ニ行宮ヲ建テ、宮居シ給ヘリ。而シテ尊氏ハ、別ニ京都ニ新天皇ヲ立テ、參ラセタレバ、是ヨリシテ、吉野ヲ南朝ト稱シ、京都ヲ北朝ト稱セリ。其後五十年ガホドハ、南北ノ戰爭絶ユル日トテハナカリシガ、南朝ノ忠臣ハ、次第々々ニ討チ惱マサレ、後ニハ、南朝ニ屬スル御領地ハ、吉野一郡ニ止マル如キ、憫レ甚ナキ御姿トナリ給ヘリ。是ニ至リ、南北和睦ノ議遂ニ整ヒ、御父子ノ禮

ヲ以テ南朝ノ後龜山天皇ヨリ北朝ノ後小松天皇ニ神器ヲ讓リ給ヒ天下始メテ一天皇ノ下ニ歸シタリキ。

是ヨリ先キ尊氏義詮已ニ死シテ義滿繼ギテ將軍トナリシガ、更ニ制度ヲ確立シテ其基礎ヲ堅メントセリ。即ニ管領四職七頭ヲ置テ、政事ヲ決行セシメ、又評定衆、引付衆ヲシテ之ヲ輔佐セシム。其他政所ノ執事及關東管領ナドモ何レモ重職ナリ。關東管領ハ基氏宗族ノ重キヲ以テ始メテ之ニ任シ、關東ヲ鎮セシメシガ後ニハ宗家ニ抗スルニ至レリ。又諸國ノ守護モ、漸ク强大トナリテ、足利氏ノ命令ヲ用ヰザルニ至レリ。義滿ノ後ヲ義持義量義教ニ傳ヘテ義政ニ至リシガ、此時ニ應仁ノ大亂始マレリ。是ハ山名細川ノ政權爭ヒトモ云フベキモノニテ、前後十一年ノ久シキニ渉レリ。其時京都ハ兵馬馳逐ノ場トナリテ、文武官人ノ邸宅ヨリ、御歷代ノ御物ナドモ悉ク兵火ノ爲ニ燒ケ失セテ滿目慘澹タル荒原ト成リ果テシハ、哀レト云フモ愚カナル有樣ナリキ。

是ヨリシテ、足利氏ノ政令、全國ニ行ハレズ諸國ノ武人、互ニ一方ニ割據シ、强ハ弱ヲ合セ、大ハ小ヲ呑ミテ、戰爭ノ絶ユル時ナク、全國鼎ノ沸クガ如ク、麻ノ亂レクルガ如キ、大亂トハナリニキ。世ニ之ヲ我ガ國ノ戰國時代ト云フ。後ニハ其大ナル者四氏トナリテ、各天下ヲ一統セントノ意氣込ナルガ如シ。其四氏トハ武田上杉北條毛利即是ナリ。其

間ニ織田信長尾張ニ起リテ、近隣ヲ打從ヘ進ミテ畿内ヲ平ゲテ、稍天下ヲ一統セントスルニ至レリ。遂ニ足利最終ノ將軍ナル義昭ヲ放逐シ、之ニ代リテ天下ニ號令セシガ、其功未全カラズシテ、其家人明智光秀ニ弑セラレタリ。是ニ於テ、古今卓出ノ英雄豐臣秀吉其幕下ヨリ出デ、信長ノ遺志ヲ紹ギテ、遂ニ天下ヲ一統ノ治下ニ制服セシハソノ功最大ナリト云フ可シ。是ヲ賴朝以後ニ於ケル、大略ノ事蹟ナリトス。

第三章　朋友の信

勅語に「朋友相信ジ」と宣ハせつるハ、朋友の交際ふハ、互に信と云ふことを守りて、心に誠を存し、詐を言ハぬやうふせよとの御旨ふるべし。抑信と云ふことハ、口に言ふ所と、心に思ふ所と、一致して、二途に出でず、其言ふ詐なきを云ふ。さはれども、是のみふてハ信の義を盡さず、字書にも信ハ誠なり、眞なり、とありて、心誠にして、實意なるを云ふなれば、唯虛言を愼むのミを以て、朋友相信ずるの道と思ふハ、義理を狹く解するの誤と云ふべきのみにて、實意を以て友に交ハり、親切と義理とを盡す者ハ、皆是朋友相信ずる者ならざるハなし。さて我が國人ハ、古來義氣に富みて、信義を重ずる風厚ければ、朋友ト實意を盡し、美談少からねど、安東省庵が、明の遺臣朱舜水を扶けたる一話の如きハ、殊に我が國民の美德を顯ハしたる者と云ふべし。

明朝の滅びたる時明の遺臣朱舜水、亂を避けて我が邦ふ來り長崎港に寄寓してゐしが世の人舜水の學德あることを知らざりしかば舜水窮をるゑと甚しかりしに、此頃の儒者に安東省庵と云ふ人ゐりてある時舜水を一見してより、深く其學識才德に服し、夫より屢往來し、相與に經史詩文を討論して、厚く交りをり。また舜水の痛く窮をる樣を見て深く氣の毒に思ひ屢財物を贈りて、おれを扶助したりしが遂に己が君侯より賜はる俸給の半額を割きて、舜水を養ひ置きをり。其高誼厚情筆紙に盡しがたかりき。斯くして、歲月を送るうち、舜水の學德漸く世に聞えて、遠近に匿れかくなりけるに、此頃幕府の親藩水戸中納言光圀深く才學の士を愛して、遍く天下の人才を扶持し、殊に大日本史を撰をる志ゐりしかば、遙に舜水の高名を聞きて、辭を卑くし禮を厚くして、おをを招ゐれけるにぞ、舜水遂ふ其聘に應じて、高祿を賜はり、身に不足おくなりしかば、襄に貧しゐりし時省庵に受けたる恩に報いんが爲め、厚くおれに贈りたるが省庵ハ朋友相救ひ相恤むハ、固より報謝を受けんが爲にゐらず、とて固く辭して受けざりをり。而して省庵がみづから奉ぜるを見れば常に敝れたる衣を着し、精げざる飯を食ひ、至つて質素の暮かりしのべ、舜水ハ深く其高義を歎稱して措のざりしとぞ。

第四章　あしなが長次郎

ある國に周圍二里もやゐらん、とかもはるゝ湖水ゐりて、その中に一つの小島ありけり。この島ゑ、四五軒の人家ありて、隣村ゑゆくにも常に小舟ゑてぞ往來したりける。その中に、やうゝくその日を暮せる、まづしき寡婦ありて、一人の男子を持てり。名をば長次郎とかん呼びにゝる。

そも、おの長次郎ハ、年なほ十三歳なれども、足長くして、身の長け六尺ゑもゐまりぬれば、人々あだなして、足ながの長次郎といひしとぞ、されば、みづからも、その丈け高きに耻らひ、母も着をる服ものゝ、おみゝくならぬに困じはてぬをども、天より授ゐりたる脊丈けなれば、いかゐとをせんをべなし。

ある日、長次郎の母、風のおゝちにて、打ちふしたりしが、日かずのさぬれども、病のおこたる氣色も見ゐざりゝをば、長次郎を招きて、醫者をむかへ來よと命じたり。長次郎ハ、取るものも取りゐへず、いそぎ小舟にうち乘りて、向ふの岸へと、こぎつけぬ。折しも、このゐたりある、いたづらざかりの子供二人、岸べに遊び居

たりーゐ、長次郎が舟よりのぼり去るを見て、得たりかーこー、とやなもひゐん。やゐてその舟にうち乘り、二人ーて湖水の中をあちこちとおぎまはりつゝ、いたく興に入りて、更に餘念ぞなゐりける。

かくて、長次郎い醫者をむゐへて、岸べにいたり見るゐ、さきにつゐぎ置きー舟の見にざりけれバ、こハいかにせんと、彼方此方を見たるに、はるゐゐゐあたゐ二人の子供ゐ、いとれもーろげにあやつり廻いーて、遊び居るゐぞ、長次郎ゐれを見て、手のかぎりに招きたて、聲のゐぎりに呼びもどせども、漕ぎもどさんやらすの見にざれバ、大ゐ困ーはてたる中にも、醫者いもどかーゐりて、家に歸らんとい

ふを、さゐ〳〵にいひなだめて、今ーバーの間、まちたまへとぞねゐひける。

とかくもるほどに、一片の黑雲西の空よりたちのぼるを見にーゐ、またゝく間に、中そらにひろごり、今い早、あをもやうとぞおりにゐる。醫者いますくたまりかねて、おのゐ家ゐり歸らんとせーかバ、長次郎も今いゐれまでなり、を思ひゐん、をのをもいをば、醫者のうーろにまいり、おのが首を醫者の股の間にさーいれて、かるゐくと肩ぐるまにのせつゝ、湖水をゐのちわたりせんとて、水ぎをにうち向へり。その時醫者いかゐれをれて、返へせ戻せといふを、長次郎ゐだめゐーらへて、いふやらわゐこのながを足も、何ゐの

時の用にハ立たんと、のねてたの〳〵みたり〳〵ゞ今こそ役に立つべき時なれ。露ほどもなゞををたまひぞねといひて、直ちに水中に入りつゝ、淺瀨をえらをて〳〵づゞくとわたり〳〵に思ひ〳〵よりハ、淺瀨のみ多くて、難ゐく島へぞ歸りにける。

折〳〵も風はげ〳〵く吹き來り、雨をさやゞく降り〳〵きりて、雷のゝとさへゝゝどろ〳〵くとひゞきゝたりて、そのゝをろ〳〵さ、いはんゐくゝゐきに、醫者ハ長次郎にたをけられて、何の苦もゐくゝたり來〳〵ことをいと〳〵不思議ゐかもひつゝ、病人を診察〳〵をゝきバ、さほどつよき病にもゐらざるゆゑ、方を案ゞ藥をあたへて療養をつく〳〵に、次第々々と心地よくなりて、つひゐもとのからゞとなりにける。ゐれに反〳〵て、かの二人の子供等ハ舟あをびに餘念なくて、ゐら〳〵の來〳〵をも知らざり〳〵に雷の鳴りはためくに、ゐどろかされて、急に舟を岸べゐこぎよせんとをるに、雨風にきゐたげられて、思ふまゝにやらをず。いかゞハせんと、あせるうちに、ゐらだつ波ゐ舟をくつがへされて、ゐをれ、

二人は、湖中の藻くづと、消えよける。無残といふもおろかなり。

この一くだりの話、さほどおもしろしといふにはあらねど、中に生涯の守りとなるべき、二様の戒めをふくめり。

(一)　容貌の美惡、妍醜はこれを天にうく、敢ておれを誹譏怨望もべからず。

(二)　他人の物を掠奪し、もしくは濫用もべからず。

それ長次郎の足は、人をみより長しとて、人もそしり、おのれも恥らひたりしに、醫者をむかへて、母の病をたもけしは、おを足おのの一徳なり。されば、人々の顔かたちのうつくしきも、醜きも、その脊の高きも、ひくきも、みな天より授かりたるものなれば、おのを、かほ、みしとて、人のみにくきを笑ふべからず。おのれ中肉中脊なりとて、人のたのきひくきをそしるべからず。又おのれ醜く、色くろしとて、みづからくやみ歎くべからず。たゞ、く天の賜ものなり、とおもひて、おのれの務むべき道を、つとめ勵むべし。又いたづら子供のおのゞ所持せざる舟にのりて歸るおとを忘れしのため、つひにその身を失ひしは、自業自得といひながら、悲むべく、また戒むべきおとにて、世ふいのゝる例の事も、いと多からずかし。されば、よくくれのを、に省みつゝしみて、おの話を無益のそらごとゝのみ思ふべからず。

第五章　手紙の文

寡婦の孤兒を親戚の一婦人に托する文

矢度より申上げ候。減ぶ恐入候へども兼て御仁慈の御性質ゆ
ゑ孤敵の為愛に拘まらず必御安諾下さるべしと深く
御慕ひ申上候。付打付け御願申上候。夜の通り私
夫俊蔵て様との事業に手出し敗産を変じ月餐の如死
去仕り家財い残らず債主に引取られ迷産い僅に百余に
も足り申さず然るに辯護士い院より十四歳に成り候
この孤栖よき商人の丁稚に出し度願まる是迄の又振
るも十七歳にあ成り是迄多少の教育を加へ長敬近愛
の仕様方も信切に付合長く女下辯あるに選ばれも

個に御成るべい家の仕様の御相談に被
し度と存じ候へ共彼の孤一家に等り故援なく折
入て御願申上げ世間の御知合を多き彼に付此
際如何の為仕べき哉御考もあるべく乎生の情深き
御性質に付別る雖題の御願も必御受入れ下さること
と存じ先い御願迄あらくかしこ

婦人の返事

丁寧の御手紙下さる申越の趣條一二感ず入申候又
此度の御孤に就き力ぶく申上候い切て私の面
目に存じ妻君に対し強き人いゆく為命の者のみ多き
ゆと雖に僕の志〳〵存じ供に御様の儀に就ては左の

ぬく成きせて方然るべくと存じ候ゑ今息樣に存ずれば兄公通り然るべき商家へ奉公致させられば方然るべく左ゐへば不生に仕送給ひ給へて紹方みて居引あけゆきべく又帰りあく年期明きふあ成ひで然るべき事案ふ能きに活計に学みあ成ひ樣に世話やとべくひふ公々娘樣に存ずるい直ふ紹方へに進し成きれひで精々に世話やとべくひ活後ととに公配の場合に存ぜ存ぜゆ越後第に力ふあ成りゆ立たく存じひるに遠慮あくに成ゆ存きぜて娘預ぜ存ぜ先に医ゆ存ぜて行ゆくゆ申し

第六章　女の豫讓

昔支那にて明の末ふやありなん。諸葛城と云ふ地に、商士禹とて、一の士人ありけり。或時痛く酒に醉ひて、繚れけるが、其郷の豪族よて、何某といへる者の、心に背く事ありなれば、何某は、其性良からぬ人なりけん。竊ふ家奴等を嗾して、幾杖とあく、之を打懲し、人に昇して、送り歸しなるに、やがて身死りてけり。此士禹に、二人の子ありて、兄を臣といひ、弟を禮といふ。又一人の女ありて、三官といふ。年は尚十六にして、許嫁の夫婿もありけるが、父身死りければ、其事も果さで、二人の兄は、父が事を官衙に訟へんとて、出行きなりが、くて歳をば越えたれども、訟事もとのぐしからざりしが、婿家の方より、人來りて、權りふ輿入の事遂げ給ひてよと云ひれば、母も然せんと思ひけるを、女進み出でゝ、言ひ

けるハ父君をもいまざ葬り奉らぬふいのでさる吉禮を營むべき。彼方にも亦父母の在ます者をと婚家の使も其道理に責められて、再度返す辭もふく、おめ〳〵と歸りぬ。幾程もふく、二人の兄ハ、訟の事理貫くべきもならずとて、空〳〵く歸り來ふれば、親族寄り集ひて、其不幸を悲み泣きかこちて、ありけるゞ猶も父の遺骸をば留めおきて、再度訴へ出る時の證左にもゞふと言ひ合へるを、三官ハ押し止めて、其ハ理あるふ似たれども、却りて非計なり。人殺されても、官衙ふてハ、罪を正さんともせず。凡世間の事ハ、知られて侍る。されば此の上十たび百たび訟へ出づれバとて、條理の立たむ日あるべしとも覺えず、徒に父君の御骸を暴露しふき奉りてハ、最安のらぬ心路こそ、侍れと云ひ〻ゑバ、二人の兄も、之に從ひて、頓て遺體をば、先祖の墓石の邊に葬り收めたりき。かくて、三官ハ其夜さり、何國ともなく、遁げ出て、行方も知らぬふりにけり。さるほどに、母ハ痛く此事を慚ぢ憂ひて、只管に婚家に聞えん事をのみ恐れけゑバ、親族ふも告げずてにして、唯二人の子等に、心得させて、潛に、その行方を尋ねさせ〻ゑども、年半過ぐるまで、何の消息もなかり〻り。

さても、彼の豪族何某ハ、已ゞの誕生の日とて、俳優ふどを呼び、家奴をも會へて、盛宴を催しけり。俳優にハ、孫淳と云ふ者來りて、二人の弟子を率てありけるゞ其一人ハ、王成

とて、容貌は尋常なれども、其歌へる聲の美しきは、谷の戸出づる鶯も、物の數ならねば人々皆耳を傾けてこそ聽居たれ。又一人は李玉とて、其眉目最麗しく、女と爲しても見まほしき少年なれば、人々皆一つ歌唱ひて聞のし給へと云ひけるを、下奴は、新參にて、未歌一曲さへも覺え侍らず、とて辭みけれども、人々肯はずをやくもやくと云ひければ、然のみはとて、俚俗の謠一つ唱ひけるを、人皆其都雅からぬに愕きつゝ、顏見合せてぞ居たりける。孫淳心苦しき面色ふて、主人に向ひて、此子は我が弟子と爲りてより、未久からねば、歌唱ふ業も、教へ侍らず。痛くな咎め給ひそ、唯酒ふても、侑めさせ給ひてよと云ひつゝ、李玉を顧れば、李玉は心得て、客人の間を往きつ戻りつ、酒酌をして、殊更主人に媚び仕へければ、主人は其怜悧を悅びて在りけるが、頓て宴闌にして、人々罷り去りければ、主人は起ちて、已が寢室に入るに、李玉隨ひ來て、蓐を陳べ、衾を褰げ、最懇切にあを勞たりけれ。主人は醉ひ戲れつゝ、家奴をば皆出し遣りて、獨李玉ぞのりを留めて已が傍に卧さしめしが、李玉は扉を鎖し、鍵を下してぞ居たりける。かくて家奴等は、猶已が卧室にも入らで、殘れる酒殽のあり々をば、皆打集ひて、飲み食ひなどしけるに、稍時移りて、主人の室の中にやあらん、物音しきりふして、何事のいできぬとぞ覺え々れば、一人の家奴、往きて覘へども、室内は、文目も分かぬ、烏玉の

暗にして、又物音も聞えぬかりみれば、然らばとて、引回さんとせる折しも、忽物の響ありて、最厲しく重き物を懸けて、其繩の絶きたるが如く聞えたり。家奴は驚きて、何事の出來て侍るぞや、と問へども應ふる者もなし。唯事ならぬと、許多の家奴を呼び集ひて、扉を毀ち、排きて内に入れば、主人の首は體を離れて他處に在り。李玉は、自縊れて死しけるが繩斷ちて、屍は下に落ち、其斷ちたる繩は猶少しばかり、梁の間に殘れり。人々驚くこと大方ならず。頓て妻子、親族集ひ來にけれども、皆其理由を知る者なし。かくて李玉が屍を庭の面に移しけるに、其履の尖の空洞なるさま見えければ、之を解き見るに、甚細くして、實は童女なり。人皆益驚きぬ。さて孫淳を呼びて、之を詰り問へども、徒に驚くのみにて、對ふる所もなし。但我が弟子となりしは、一月許り前の事にて、何國の人なるにや、詳しく知らず、と云ふ。家奴等、猶善く其屍を見るに、上衣の下に凶服を着たりければ、商士禹が緣故の者ならんとぞ、人皆疑ひける。かくてあるべきにあらねば、郡の司に、其事聞え上げられば、郡司は、即商臣商禮を召して、問ひけるに、其事故を知らず、但我が妹なる者、家を遁れて、行方知れざる事、六月餘りなりぬと云ふ。頓て其屍を見せければ、いのちは三官にぞありける。郡司も、痛く其奇しく妙なる孝烈に感じ、遺體をば、其の儘に、二人の兄に與へて、葬の事を營ましめ、又豪族

の家をば、嚴に戒めて、離れるおそれ無からしめたりとぞ。彼國人の此事記せる書に、女の豫讓なりと論ひおきたるは、實ふ適當の替辭ふこそ。又いとも畏き比喩にいはをど我古に日本武の皇子の、熊襲梟帥を誅伐し給へる故事に、其打扮ふを反對ふを、よく似たる計略にて、其心の勇壯なるい彼の皇子にも、をさ〳〵劣らぬ童女なりけをば。

唐土の山邊ふ花の色ふあみ、
日本の書にふはひたるこな。

麗をしき唐撫子をよく見をば、
我敷しまふをなまあり似れ。

敷島乃櫻ふまぢふ面ふげは、

日本ふくろの童女ふりけり。

かく詠まて、此條の結末とい爲しぬ。

讀方 務メテ優美ニシテ靜安ナル聲調ヲ用ヰヨ

第七章 後醍醐天皇

萬乘ノ至尊ニシテ、徒跣シテ賊軍ノ鋒ヲ避ケ給ヒ、天下ニ玉體ヲ容ル、地ナシト嘆カセラレシハ、實ニ臣子ノ嗚咽ニ堪エザル所ナリ。前ニ北條ニ惱マサレ、後ニハ足利ニ攻メラレ給ヒタル後醍醐天皇ノ聖慮ノホド、推測リ奉ルモ、腸ノ寸斷セントスル想アリ。況シテ當時ニアリテ、鐵石ノ心モテ、南朝ニ忠勤ヲ勵ミタル人々、面ノ當リニ此等ノ有樣ヲ見テハ、如何ニ慷慨悲憤ニ堪エザリケン、思ヒ遣ルサ

ヘイト痛マシ。

初後醍醐天皇北條高時ヲ攻メ亡サントテ護良親王ト密ニ計略ヲ凝ラシ給ヒタルヲ、何人カ高時ニ洩シタリケン、高時直ニ兵ヲ上セテ京都ニ攻メ入ラントセリ。天皇依テ潛ニ笠置山ニ幸シ給ヒ、楠正成ヲ召シテ、興復ノ事ヲ委ネ給ヒシカバ、正成涙ヲ流シテ感激シ、誓テ賊軍ヲ亡シテ、宸

襟ヲ休メ奉ラント期シタリキ。已ニシテ高時新ニ光嚴天皇ヲ御位ニ即ケ奉リ、後醍醐天皇ヲ、隱岐ニ遷シ參ラセタルハ、臣子ノ分トシテ、實ニ恐レ多キ事ドモナリ。

斯クテ正成ハ、初ニ赤坂ニ據リ、後更ニ金剛山ノ千破窟ニ城キテ、屢賊軍ヲ惱マシ、カバ諸國ノ武士、又風ヲ望ンデ勤王ノ師ヲ起シ、各賊軍ヲ打掃ントセリ。中ニモ新田義貞ハ、上野ヨリ起リテ、高時ノ軍ヲ破リ、遂ニ進デ鎌倉ニ打入リ、火ヲ放チテ急ニ攻メ立テケレバ、高時之ニ敵シ難キヲ知リ、一族從士六十餘人ト共ニ、自殺シテ、相果テタリ。是ニ於テ鎌倉ノ政事、一時全ク其跡ヲ絶チタリキ。

是ヨリ先キ、後醍醐天皇隱岐ヲ逃レテ、伯耆ニ幸シ給ヒシ

二名和長年之ヲ船上山ニ迎ヘ奉リシガ間モナク京都ニ還御セント思シ立チ給ヘリ。車駕兵庫ニ至ルニ及ビ鎌倉滅ビタリトノ報達セシカバ上下大ニ勇ミ立チテ直ニ京都ニ入ラセ給フ。之ヲ建武ノ中興ト云フ。是ニ於テ護良親王ヲ征夷大將軍ニ拜シ、足利尊氏ヲ始メ諸將ノ功ヲ賞セラル、コト各差アリ。然ルニ尊氏覬ヲ恃ミテ異圖ヲ抱キ、遂ニ鎌倉ニ據リテ、天皇ニ叛キ奉リケレバ、義貞ヲシテ之ヲ征討セシメラル。已ニシテ義貞召還サルヽニ及ビ、尊氏其後ヲ追ヒテ西上シ、京都ヲ攻メシモ、遂ニ敗レテ九州ニ奔レリ。斯クテ尊氏再ビ大軍ヲ驅リ集メテ、水陸並ビ進ミシガ、義貞正成之ニ當リ、奮戰激鬪シテ幾千百ノ賊ヲ殺傷セシモ、寡ハ固ヨリ衆ニ敵セズ、正成遂ニ敵シ難キヲ知リ、走テ湊川ノ民舍ニ入リテ弟正季ト耦刺シテ死シ、宗族將士九七十人皆共ニ之ニ死シタリキ。尊氏因テ長驅シテ京都ニ入リ、光明天皇ヲ御位ニ即ケ奉リケレバ、後醍醐天皇ハ、潛ニ吉野ニ幸シテ、行宮ヲ建テシメ給ヘリ。是ニ於テ、吉野ヲ南朝ト稱シ、京都ヲ北朝

湊川ノ激戰

ト稱シテ其後五十年間ハ南北ノ戰爭、互ニ止ム時ナカリキ。

是ヨリシテ、北畠新田楠菊池ノ諸族ハ子孫相傳ヘテ、南朝ニ忠勤ヲ勵ミシモ、數十度ノ戰ニ、矢盡キ弓折レ、宗族子弟、日ニ月ニ剪滅セラレ、世ハ漸ク足利氏ノ權勢ニ靡キタリ。斯カリケレバ、南朝トシ云ヘバ、儼然タル一帝室ノ如クナレド、後ニハ只僅ニ吉野一郡ヲ領セラルヽニ過ギザリキ。是ニ於テ南北和睦ノ議整ヒ、南朝ノ天皇ハ、四世五十七年ニシテ、遂ニ兩朝合同スルニ至レリ。

第八章　後醍醐天皇の御書

左の一篇ハ後醍醐天皇の伯耆の湊につかせ給ひしとき、遥はやく、名和長年の鳳駕を迎へ參らせたる、績をめでさせ給ひて、長年に下し賜へる御勅書なりとて、扶桑拾葉集と云ふふみに載せし者なり。之を讀むに、誰ぞハ、袖ふ涙の露をとゞめざるべき。

漫々たる海上に、いづくともなく漂ひて、四日ばかりハすぎぬ。二十七日の夕ぐれ、杵築の浦にて、西風はげしく吹て、いかなるべきふかと、心さゞぎせしぐるども、風ふまかせしに、夜より海上もしづかにて、明ぬるぞ、おゝかしこも見ゆるに、伯耆の湊につきぬ。楫どりも、今いちぐらつきぬといふをとかくして、大坂といふところへつきぬ。おゝハ、荒磯にて、釣舟だにもまれなり。この所のぬしといふもの

も、都にありゝれば、よゝしゐゝにつけて、おとゝふべき、ものゝなゝ。ともかゝる人、一人二人猶人もとめゝとて出でぬ楫とりも、ふげうせぬれば、あやゝき苫の下に、只獨うづも生居たる、心の中、いとゝんのゝふゝ。埴衣なんど、引つくろひて、今はかぎりと、待居たるに、舟のもとゝ、人一人來たり荒々ゝくもなきは、いかゝるふやとあやゝきに、忠顯を尋ねて、御迎のよゝを奏す。うれゝかんどは、かゝるためゝをぞ、いふべのんめる。中々其時は、心もおとゝばも及ぶべきにはらぼ。思ひ出るたびごとゝ、其氣味をほむねにあり。忠を致す輩、いづれも疎なるべきにいあらねども、待出たりゝ心地なんたとふべき方ぞなかりゝ。（此處御製の御歌畧す）

長年の忠功後代の人にも、らせんためにゝるゝれくゝかりぞ。そゝるゝくゝの君ゝゝゝ、おゝを見せたてまつらば、いかゝれろかならん。私の子孫までも、此忠は朽ちずとかゝへば、正直を以て、報國としてゆくゝを久ゝくゝつのへたてまつるべゝ。

字解 いかゝれろかならん イカデオロソカニアルベキト云フコトナラント察シ奉ル、オロソカトハ輕クテ大切ナラヌコトヲ云フ　私の子孫 公事ナラヌ私事ニツキテ身ノ子孫ト云フコトニテ即長年一個人ノ子孫ト云フ御意ナルベシト察シ奉ル

第九章　恭

勅語に「恭儉己ヲ持シ」と宣はせたる、恭の字は行のうやゝくゝ丁寧ふるを云ふなりぞべて、人はよき身分にあり又

教育書肆賣所 皆文舎

ハ少ク學問ヨリモ直ニ驕リ高ブリテ人ヲ侮ル風ヲ爲シ易キ者ナリ。ソヽル惰ノ心ヲ抑ヘ常ニ身ヲ慎ミ丁寧ニ人ヲ接セルヲ恭ト云フなり。恭ヲ以テ己ヲ持セルモノハ人ニ輕蔑サルヽヿナク必ズ尊敬ヲ受クルヿノアリ。

貝原益軒東國ニ遊ビテ西ヲ歸リ來ルトキ路ヲ海上ニ取レリ。同船數人アリテ、いづれもその姓名ヲ知らバ寄リ集リテ雜談セル中一人の少年アリテほこりかほヨリ經書ヲ談ジ傍若無人のふるまひアリ。ニ益軒ハ默然トシテ言葉もなく偏ニ無能の如くなり。ヤがてその船岸邊ニ着きて、いづれもその姓名住所を告ぐるに及びて、少年始めてその益軒なるヿを知り、大ニ慙ぢ入り、その名をも告げずして逃げ去りしとぞ。

今の世の兒童等學校にて得たる、纔の知識を鼻にかけて、却て養育の恩山よりも高き父母を侮る如きヿあらバ、啻に父母に對して不敬なるのミならず、遂ニこの少年の如き、恥をさらすヿあるべし。

第十章　諸動物ノ攻防具（一）

動物ハ敵ト戰フ爲ニ種々ノ器具ヲ有ス。足ノ爪ニテ鬪フ者アリ。角ニテ鬪フ者アリ。蹄ニテ鬪フ者アリ。强キ嘴ニテ鬪フ者アリ。齒ヲ用ヰル者アリ。針ヲ用ヰル者アリ。人ハ斯カル利器ヲ有セザレドモ、人ノ心ハ自工夫シテ利器ヲ作

リ、人ノ手ハ其利器ヲ用ヰルニ適セリ。若人ニシテ弓銃刀鎗ノ如キ者ヲ工夫スルコトナクシテ、動物ト鬪ハバ、實ニ微力ニシテ、憫ムベキ者ナラン。加藤清正ノ勇ト雖、赤手ニテ虎ト鬪ハバ、恐クハ其搏噬ニ克チ難カリシナラン。

故ニ人ノ敵ヲ防グ爲ニ、器具ヲ工夫スルハ、不可ナルコトニアラズ。然ルニ人ハ往々敵ヲ防グ爲ノ器具ヲ用ヰテ、人ヲ攻ムルニ用ヰルコトアリ。唯ニ器具ノミナラズ、往々其手、若クハ齒、若クハ爪ヲ用ヰテ、敵ヲ攻ムルコト、他ノ動物ニ異ナラヌコトアリ。人ノ手ハ、有用ノ業ヲ爲シ、愉快ノ遊戯ヲ爲スニ用ヰルベキ者ナルニ、世ニハ此手ヲ以テ、人ヲ擊ツ者アリ。齒ハ物ヲ食フニ用ヰルベキ者ナルニ、世ニハ此齒

ヲ以テ、虎狼ノ如ク人ヲ噬ム者アリ。爪ハ指ヲ助ケテ、物ヲ握ルニ用ヰル者ナルニ、世ニハ、此爪ニテ、鷲鷹ノ如ク、人ヲ掻キムシル兒童アリ。

鳥ノ中ニハ甚鋭キ利器ヲ有スル者アリ。殺生鳥類ノ爪ト嘴トノ如キ是ナリ。圖ニ示セル爪ト嘴トヲ以テ、カナリヤナドノ細小ナル、爪ト嘴トニ比ブレバ、其差ハ甚大ナリ。

鷲ノ岩上ニ居ルサマヲ見

ヨ。此鳥ハ、極メテ猛惡ニシテ平野ノ間ニ遊ビ居タル羊ノ子ヲ捕ヘ來リテ、之ヲ足ノ下ニ置ケリ。今將ニ其爪ヲ以テ、之ヲ裂キテ食ハントスル所ナリ。其強力實ニ驚クベシ。

次ニハ「トウカン」ト云フ鳥ノ大ナル嘴ヲ見ヨ。此嘴ノ緣邊ニハ、鋸刻アリテ鋸ノ齒ノ如シ。之ヲ以テ果實小禽若クハ鼠ノ如キ小動物ヲ噬ミ潰スナリ。又之ヲ以テ强敵ヲ防ギ、或ハ木ニ穴ヲ穿チテ、巢ヲ造ルニ用ヰ。惡戲ヲ好ム獼猴ハ、常ニ此鳥ノ敵トナレリ。然レドモ一タビ此嘴ノ一擊ヲ喫スルトキハ、其後ハ惴々トシテ、之ヲ避クルニ至ル。「トウカン」ノ眠ルトキハ嘴ヲ翼ノ下ニ藏シ、全體ヲ一見スレバ、羽毛ヲ集メテ造レル球ノ如シ。此嘴ノ用法ニ就キテハ、更ニ

奇ナルコトアリ。之ヲ以テ其尾ノ刈リ込ミヲ爲スコト、恰理髮師ノ頭髮ヲ刈リ込ムガ如シ。而シテ後ハ、十分刈リ込ミヲ爲スニ適スル程ノ長サニ至ルマデハ、再着手セザルコト、亦頭髮ノ刈リ込ミト相異ナルコトナシ。

蓋此クセザレバ、美シク其尾ヲ飾ル能ハザレバナリ。

猫ノ爪ハ、鼠ヲ捉フルニ適シ、其齒ハ長クシテ鋭ク、以テ骨肉等ヲ引キ割クニ適ス。虎、獅子等ガ他ノ動物ヲ殺傷スルハ、皆猫ト同一ノ方法ナリ。猫ガ膝ノ上ニ來リテ、喉ヲ鳴ラ

「トウカン」

シ居ルトキ、足ヲ開キテ見ヨ、其端ニハ蒲團ノ如キ者アリテ、足掌ヲ軟ニシ、爪ハ全ク隠レテ見エズ。實ニ柔和ノ相アリ。然ルニ之ニ絲ヲ與ヘテ、戯レシムレバ、忽利爪ヲ出シテ、之ヲ捕フル狀、如何ニモ猛獸ナリ。猫ノ足ニハ、別ニ爪ヲ働カシムベキ筋肉アリ。平時ハ休息セシメ居レドモ、之ヲ作用セシムル必要アレバ直ニ作用ヲ始メテ、爪ヲ動カスナリ。又猫ノ足掌ニ在ル蒲團ノ如キ者ハ、何ノ用ヲ爲スヤト云フニ、第一ニハ、高キ所ヨリ躍リ下リタルトキ、其足ニ害ヲ受ケヌ爲ナリ。故ニ飛躍ニ長ズル動物ハ、皆之ヲ有セリ。第二ニハ、動物ヲ捕フルニ便スル爲ナリ。猫若硬キ骨質ノ足ヲ有シ、歩行スル毎ニ、高キ足音ヲ立テナバ、鼠小鳥ノ類ハ其響ヲ聞キテ、忽逃ゲ去ルベシ。

第十一章　諸動物ノ攻防具（二）

動物ニハ、極メテ強力ナル角ヲ有シテ、身ヲ防ギ敵ヲ攻ムル者アリ、其角ニテ虎又ハ獅子ノ如キ猛獸ヲモ、能ク防ギ得ベク、或ハ又敵ヲ衝突シ、或ハ之ヲ空中ニ投ゲ上グル等ノ用ニ供フ。南部亞非利加ノ河邊ニ栖ム「クウドウ」ト云ヘル動物ハ、圖ニ示スガ如キ者ニテ、角ノ長サハ、殆三尺ニ達シ、螺旋ノ狀ヲ爲シ

「クウドウ」

テ、極メテ美麗ナリ。唯其角ノミナラズ、全體ノ狀貌モ、亦極メテ美ナリ。斯ク長キ角ヲ有シテハ、荊棘ノ間ヲ行クニ、不便ナルガ如クナレドモ、「クウドウ」ハ能ク其角ヲ背上ニ垂ルヽヲ得ルガ故ニ、毫モ不便ヲ感ズルコトナシ。

又下方ニ畫ケルハ、旗魚ト稱シ、硬キ骨ヲ以テ劍トナシ、甚強力ニシテ、往々船ヲモ突キ貫クコトアリ。英吉利ノ博物館ニハ、此魚ノ船ヲ突キ、其嘴ノ半ヨリ折レテ、船ニ殘リシ者ヲ陳列セリトゾ。想フニ其時魚ハ直ニ死シタルナラン。何トナレバ、斯カル衝擊ヲ受クレバ、其腦膸破裂セザルヲ得ザレバナリ。要スルニ、此利劍ヲ以テ、他ノ動物ト鬪ハバ、極メテ鋭キ攻防ノ具タルコト明ナリ。

又口ニ劍ヲ有セズシテ、鋸ヲ有スル魚アリ。圖ニ示スガ如シ。鋸ノ兩側ニ鋭キ齒アリ。之ヲ以テ鯨ノ如キ巨獸ト鬪ヒテ、勝利ヲ得ルコトアリ。然レドモ、其鋸ヲ船ノ底ニ貫キテ、自身ヲ失フコト、前ノ旗魚ニ於ケルガ如キ者モ、往々

少シトセズ。

更ニ奇ナル防禦　其ヲ有スル者アリ。「ハリネヅミ」ノ如キ是ナリ。此獸ハ體ニ二種ノ刺毛アリ。一種ハ狹長ニシテ曲ガレドモ、一種ハ短直ニシテ、其端ハ鋭尖ナリ。一ノ動物アリテ、之ヲ究追スルトキハ、其刺毛ヲ直立シテ之ヲ防ギ、其短キ者ハ深ク肉ヲ刺シ、或ハ肉中ニ入リテ後脱落スルコトアリ。

烏賊、章魚等モ、亦奇ナル方法ヲ以テ敵ヲ防ゲリ。此等ノ魚ハ、圖ニ示スガ如ク、多クノ脚アリ。脚ノ内面ニ小キ斑點ヲ見ルハ、是其吸盤ニシテ、之ヲ以テ他ノ魚介ノ族ニ吸ヒツキテ之ヲ捕フ。烏賊ノ體内ニハ、墨汁ヲ滿テタル嚢ヲ有シ、敵ノ襲撃ヲ受ケテ、叶ハジト思フトキハ、墨ヲ吐キテ、水ヲ濁シ、其踪跡ヲ晦マシテ逃ゲ去ルナリ。

電氣ヲ以テ敵ヲ防グ動物アリ。下圖ニ示セル奇ナル狀ヲ爲セル魚ハ、「シビレエヒ」ト稱スル者ニテ、二個ノ電池ヲ備ヘテ、電氣ヲ起シ、敵來レバ、之ニ電氣ヲ傳ヘテ、其筋肉ヲ麻痺セシム。其大ナル者ハ、能ク人ヲ

シテ卒倒セシムルニ足ルベシ。次ニ示セルハ、能ク電氣ヲ起ス一種ノ鰻ニシテ、其用ハ前例ニ異ナラズ。曾テ一ノ水夫アリテ、此魚ノ電氣ヲ受ケテ倒レシガ、時ヲ經テ後始メテ其感覺ヲ回復シタリシト云フ。

龜ノ類ハ、別ニ敵ヲ攻ムベキ要具ヲ有セザレドモ、極メテ堅固ナル防禦ノ具ヲ有セリ。龜ハ總テ其頭尾四足ヲ、其甲中ニ收ムルコトヲ得ル者ニシテ、甲ハ厚クシテ硬キ骨質ヨリ成リ、虎獅子ノ如キ猛獸ト雖、甲中ニ身ヲ容レタル龜ヲ、如何トモスルコト能ハズ。

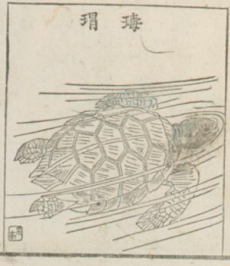

龜ノ類ニハ、甚大ニシテ肉ノ味美ナルモノアリ。小笠原島ノ名產蠻龜、鼈ノ如シ。又其甲ヲ製作ニ用ヒテ、甚美ナル器具ヲ製スベキ者アリ、海猖ノ如キ是ナリ。

第十二章　蒲公英

道のはゝふも生ひ茂り。
垣ぬ隅にゑ萠えいでゝ。
世ふなりふれ〜草ゐきど。
おぶねの色のあざやかゝ。
にほひ愛でたきその花は。
清き姿ゝ名を得たる。
菊のをなふもまゝさるらん。

動物ノ中ニハ常ニ人ノ住ム所ニノミ棲息シテ、決シテ人里遠キ山野ニ住マヌ者アリ。植物ニモ亦カヽル者多シ。蒲公英ハ、其一例ナリ。此植物ハ、人ノ開キタル土地ニハ、道ノハタニモ、垣ノ隅ニモ、堤ノ上ニモ、畝ノ中ニモ生ヒ茂レドモ、未開ノ森林ナドニ生ズルコト少シ。春夏秋トモ、村里ニ多ク咲キ出デヽ、童男童女ガ、遊戯ノ伴侶トナレリ。春ノ頃、

一、單一ノ花。二、雄蕊ヲ開キタル所。三、花ノ臺及葉合花ヲ包ム苞ト云フ者。四、果實。五、果實ヲ飛颺セシムル毛ニ用ヰル細毛。

教育書專賣所 青木合名

風和ニ霞タナビク日和ニ母又ハ姉ニ連レラレテ近所ノ學校朋輩ト共ニ摘ミ草ニ行キ、一籠ノ蒲公英ヲ取リ來リ、夕飯ノ菜トシテ、之ヲ浸物ニ作リ、一家擧リテ食フトキハ、實ニ如何ナル珍味ニモ增シテ風味アルベシ。

サテ此植物ハ多年生ノ根ヲ有シ、此根ヨリ直ニ葉ト花莖トヲ生ジ、別ニ莖ト云フベキ程ノ者ヲ有セズ、根又ハ葉ヲ取リテ、之ヲ引キサケバ、白色ノ汁ヲ出ス。葉ノ形ハ長キ楕圓形ニテ、深キ鋸刻アリ。其齒ハ後方ニ向ヒテ、鉤狀ヲ爲ス。此草ニハ、長キ花莖ヲ有スル花ヲ、根モトヨリ發生ス。花莖ハ滑ニシテ、中空ナリ。花莖ノ上端ニハ、多クノ花密生シテ、一ノ花ノ如ク見ユ。故ニ世ノ人、十中ノ八九マデハ、之ヲ以テ一ノ花ナリト思ヒ、多クノ花ノ集合セル者ナリトハ思ハズ。スベテ斯ク多クノ花ノ集合シテ、一ノ花ノ狀ヲ爲セルヲ、集合花ト云フ。集合花ハ、一ノ臺(圖ノ三)ノ上ニ開ク、之ヲ花托ト云フ。又花ノ周邊ニハ、小サキ緑色ノ葉ノ如キ者ヲ生ジ、鱗狀ヲ成シテ花ヲ包メリ、之ヲ總苞ト云フ。集合花ハ、必花托ト總苞トヲ有スルモノナリ。總ベテ菊ノ類ハ皆集合花ナレバ、花托ト總苞トヲ有スルコト、蒲公英ノ花ニ異ナラズ。蒲公英ノ總苞ニハ、二層ノ鱗片アリ。外層ナルハ、短クシテソリカヘリ、內層ナルハ、細長クシテ直立スルト云フ。

蒲公英ノ花ノ集合セル者ヨリ、一花(圖ノ一)ヲ拔キ取リテ

撿スルニ皆完全花ニシテ、雌雄ノ兩蕊ヲ有セリ。花冠ハ黄色ニシテ、一枚ナレドモ、其末端分レテ、五個ノ齒ヲ爲スニ由リ、五個ノ花瓣結合シテ、斯カル形トナリシ者ナルベシ。花冠ノ下ニ、白色ノ柔キ毛ヲ生ジ、毛ノ下ニ長キ楕圓形ノ子房アリ。雄蕊ノ葯ハ甚長ク、雌蕊ノ花柱ヲ圍ミテ、筒狀ヲ爲セリ。圖中ノ二ハ葯ノ筒狀ヲ爲シタル者ヲ、平ニ延ベタルサマヲ示セルナリ。花柱ハ葯ノ筒ヲ貫キテ、上ニ突出シ、其端即柱頭ハ、分レテ二トナリ、外方ニ彎曲セリ。

世人ハ、往々蒲公英ニ實ヲ有スルコトヲ知ラズ。然レドモ蒲公英ニハ實ニ多クノ實ヲ結ビ、其成熟スルサマ、甚奇ナリ。前ニ述ベタル如ク花已ニ開キタル後ハ黄色ノ花冠凋ミ、總苞再閉ヂテ花ヲ包メバ、子房ト白毛トノ間ハ、次第ニ伸ビ、白毛ノ上ニアル雌雄蕊花冠等ハ、漸ク落チ去ルベシ。是ニ於テ、總苞再開クトキ、前ノ花ハ、圖中ノ五ニ示スガ如キ狀ニ變ジ、白毛ヲ開キテ傘トナシ、風ニ乘ジテ翩々ト空中ニ飛揚シ、無數ノ小ナル輕氣球ヲ地上ニ散布シ、以テ其種子ヲ各所ニ輸送スルナリ。

第十三章　日本の魚族

日本の沿海ハ、魚族に富むこと、太平洋の他の部分に勝り、實に無盡藏といふも可なり。されバ、歐羅巴の挪威及北米の海濱に、日本の海岸を合せ、世界の三大漁場と稱せらる。又内地の河川沼湖ハ、之を海洋に比べれば、其額固より少

けども、鮭、鱒、香魚、鯉、鮒、鰻の如き有用の魚を獲るおと頗多量にして蕃殖甚迅速なり。泰西諸國の河湖及内海に於ては、往々魚介の缺乏を來たすとある由なれども、我が國に於ては苟漁獵其道に適すれば、魚の蕃殖盛にして盡くるおとなし。

鳥類には、氣候を追ひて、移住するもの多し。魚族ふも亦此の如きものなり。日本固有の魚類の外、風と海流とに誘はれて、我が國の沿海ふ來るもの多し。例へば夏日には、印度洋及マレー島海の異魚、日本海岸に來れども、冬日には去りて跡ふ〜ガマスの類ふれなり。又北風に伴ひて、オコック海の魚族南游して、大に海岸居民の食餌を給するを常とす、鰹の如き其一ふり。

又我が近海に於て最多量に漁獲をる者は、大略左の如し。

鯡は北海道及陸奥に多く、鰮は房總陸奥駿三肥前及北海道ふ多く、鰹は薩摩駿遠伊勢房總土佐常陸ふ多く、鮪は房總陸前陸中相模に多く、鰤は紀州薩摩越後に多く、鯖は房總越前長防出雲土佐紀州に多く、鰺は房總相模駿遠豐後

肥前に多く鰡ハ肥前長防土佐紀伊に多イ。其外鯛、鮑、鱧、海鼠、烏賊、鰯、鰕、章魚、鰈、鮭、鮎、鰻、乾鰒等皆夫々特別の産地あるども、今悉く之を擧げ難し。

第十四章　日本ノ水産業

富ヲ造ルニハ、國民中ニ産業者ノ多數ヲ養成スルコト、即生産的ノ人間ヲ多ク造ルコトガ必要デアル。生産ノ事業ヲ大別シテ見レバ、工業、商業、農業、航海業、水産業等ガ重ナルモノニテ、是等ノ事業ヲ奬勵シテ行クナラバ、自然富ノ力モ増スワケデアリマス。ソコデ農業ハ我ガ國民ノ産業ノ多數ヲ占メテ居テ、一番ニ多キユエ、人々ノ目ニ著キ易イ。故ニ隨分是ニハ注意サル、人ガ多イ。又工業ハ夫程ニハユカヌガ、夫々道ガ立テ居ル。商業ハ今日迄ノ所デハ、世人ハ之ヲ賤ム習慣アリシモ、卑ミナガラモ、漸次ニ其貴イコトニ氣ガ付イテ、其教育モ道ガ付イテ居ル。然ルニ水産業ノミハ未一向ニ道ガ付イテ居ラヌ。政府人民共ニ冷淡デアル。天下一般ニ冷淡デアル。ソコデ水産業ノ現況ハ如何ト云フ問ガ起ル。今御話スル材料ハ、水産會ノ調ベタ者デアリマス。先我ガ國ノ漁民ト云フ者ハ、ドノ位アルカト云フニ、八十六萬トイヒ、或ハ八十萬トイフ。何十何人ト云フ委シイ調ベハナイガ、平均ヲ取ッテ見レバ、先八十三萬人ノ漁民デアル。ソコデ此漁民ハ、一年ニドノ位ノ金ヲ取テ居ルカト云ヘバ、二千萬圓ノ金ヲ取テ居ルト云フ報

告デアル。此度ノ發行ニ係ル第十統計年鑑ヲ見ルニ、明治二十三年ニ、我ガ漁民ガ取上ゲタ高ハ生魚ハ算ヘズニ製品バカリデ、二千九十七萬七千八百五十四圓ト出テ居ル。是ハ稍細カク調ベタモノデ御座イマセウ。勿論是ニハ生魚ハ這入ッテ居ラス故、是ヲ入ルレバ、一層多額デアリマセウ。然シ其中デ昆布トカ、海苔トカ、イフヤウナ海藻類ノ製品ガ、過半ヲ占メテ、即千百一萬、五千八百、五十一圓デアル。今是ヲ外國ニ比較シテ、御話シヤウト思ヒマス。勿論歐米ナドデハ、海藻類ハ、日本ノ樣ニ盛デナイ。故ニ此統計ヲ以テ、直ニ彼ト比較スルハ穩デナイ。依テ此二千百萬圓中ヨリ、海藻類ノ千百萬圓ヲ除キ、魚介ノ製品高ヲ、一千萬圓

トシ、之ニ生魚ノ收穫ヲ、假ニ千萬圓（實際ハモット多カラウト思ヒマスガ）ト見レバ、二千萬圓ノ標準ガ立ッテ來ル。此金ヲ今ノ八十萬人ニ割當テルト、一人前ノ收得ハ、二十五圓デアル。世界中デ漁業ノ盛ナル國ハ、米國デアルガ、米國ノ漁民ハ、十三萬餘人デ、我ガ國漁民ノ五分ノ一ニモ足ラナイ。左レドモ米國ノ漁民ノ所得ハ、一人前、三百二十七圓ニ當ッテ居ル。二番目ハ英吉利デゴザイマス。英吉利ノ漁民ガ取ッタ高ハ、三千八百五十萬圓デ、人數ガ十二萬人、一人前ノ所得ガ、三百六圓デアル。次ハ瑞典、次ハ佛蘭西デアル。又近來非常ニ奬勵シ、少數ノ漁民ニテ、多額ノ金ヲ獲テ居ル一國ガアル。即獨逸デアルガ、獨逸ノ海岸ハ、僅ニ

八百海里デ我ガ國ノ海岸ノ十分ノ一モ御座イマセヌ。誠ニ海岸ノ少イ國デアル。故ニ漁民モ、亦甚ダク僅ニ一萬九千人シカナイケレドモ、彼等ガ、一年ニ取ル金ハ、一千百萬圓デアッテ、一人前五百八十圓ニ當テ居ル。獨逸デハ、奬勵ガアッテ、政府ノ保護モ行屆イテ居ル。漁業學校杯モ建ッテ居ルソウデス。此ノ如キ少數ノ人デ、斯ノ如キ多額ノ收穫ヲ得ルノハ、全ク政略モ教育モ其方針ニ向ヒ、方針ノ一致シタ、御蔭デアルト思フ。ソコデ、今ノ我ガ國ノ漁民ガ得ル所ノ金ヲ、一番多ク取ル所ノ獨國ニ較ベテミレバ、二十四分ノ一デ、亞米利加ニ較ベテモ十四分ノ一、英吉利ニ較ベテモ、十三分ノ一デアル。尤アチラハ、人ガ尠ク、コチラハ

八十萬人モアルユエ、此多數ノ人間デ取ッタモノト、少數ノ人間デ取ッタモノトヲ比較シテ論ズルハ、穩カデナイガ、倘シナガラ、所得ノ違ハ、隨分甚シイモノデアル。又近頃開ケタル國ト、古ク開ケタル國トノ差モアッテ、生活ノ程度モ違ヒ、是ニハ種々ノ原因ガアルカラ、一概ニ收穫所得ノ多寡ヲ以テ、彼是ト論ズル譯ニハユカナイガ、私ガ水産業者ニツキテ尋ネ、又實際ニ目擊スル所ヲ以テ、斯ク收穫ノ少ナイ原因ヲ判斷スルトキハ、我ガ國ノ漁民ハ、海岸ノ近クデバカリ、仕事ヲシテ遠洋業即遠ク乘出シテ、大仕事ヲシナイ、是ガ一ノ原因ダト謂ハナケレバナラヌ。

又我カ國民ニハ、魚ハ充分デアル。決シテ不自由ハナイ。此

上魚ヲ取ツテドウスルカ、ト云フ人ガアルカモ知レマセヌ。其目的ハ外國ニ輸出シテ、金ヲ得ルノデアル。然ラバ之ヲ外國ニ出ス見込ハ立ツカト謂フニ幸ナルカナ、水産ニ付イテハ隣國ノ支那ニ於テ充分需用ガアルユエ見込ガアルト云ツテ宜シイ。支那ニハ人口モ三億乃至四億アルト云フ。此多數ノ國民ガ、我ガ水産物ヲ好ム故ニイクラ持ツテ往ツテモ、捌ケマス。又鯖トカ、鯡トカ、云フヤウナ類ハ、歐米諸國デモ中等以下ノ人民ノ食料ニナルユエ、充分ニ捌ケル見込ガアル。乃水産物ハ、出來サヘスレバ、イクラデモ、世界ヲ相手ニ捌ケル見込ノアルモノデアル。ソレナラ、世界ヲ相手ニスルダケノ材料ガ、我ガ國ニアルカト云フ

ト、實ニ我ガ國ハ世界デ屈指ノ大漁場デアツテ、無盡藏ノ寶庫ヲ天ヨリ賦與サレテ居ル。私ハ嘗テ漁業上ヨリ、北海道ヲ評シテ、東洋ノニユーフォウンドランド ナリト謂ツタコトガアリマス。其理由ヲ簡單ニ申シマスガ、我ガ北海道ニハ北ノ方カラ親潮、南ノ方カラハ黑潮、此二ツノ洋流ガアツテ、沿岸ヲ洗フニヨリ、魚類ノ寄ルコトガ最モ多イ。抑洋流ニハ、暖流ト寒流トガアツテ、水體ノ流動止マズ、海中ノ氣候モ、亦之ガ支配ヲ受ケテヨリマスガ、魚介水藻ノ海流ニ支配サレテ居ルノハ、鳥蟲草木ハ、空氣ノ流動ニ支配サレテヨルヤウナモノデアリマス。彼ノニユーフォウンドランドノ魚ニ富ンデ居ルノハ、全クダビス海峽ヨリ來ル

洋流ガアツテ、北ノ方カラ、澤山ノ魚ヲ持ツテ來ルモノト見テ宜シイ。北海道ノ大富源タル漁場モ亦此理ニヨルモノデアル。我ガ國ノ漁民ハ、今迄ハ海岸ノ近處ニバカリ、蠣蠣シテ居テ、遠ク出ナカツタユエ、我ガ國ニ、ドノ位ノ漁業場ガアル、トイフコトモ、知ラナカツタガ、我ガ八十六萬人ガ獨逸又ハ米國ノ漁民グライノ收穫ヲ得ル漁源ハ少シ遠ク出サヘスレバ、必之ヲ發見シ得ルニ相違ナイ。ソコデ又賣ル見込ハト云ヘバ、第一支那ノミナラズ、世界ニ對シテ、充分賣ル見込ガアルカラ、後來世界ニ日本ノ名ヲ擴メ得ベキモノハ、水産ニアラムト思フ。惟フニ是ヨリ政府其業ヲ保護シ、奬勵シ、教育之ヲ誘導シ、啓發シ、人民奮起シテ、之ニ從事シタナラバ、ソウナルコトハ、期シテ俟ツベキコトデアリマセウ。

注意　此篇ハ肝付兼行氏ガ大日本教育會ニテ爲セル演說ニヨリ之ヲ斟酌セシ者ナリ。

第十五章　豐臣秀吉

太閤ハ、斯ク斯クノ事ヲ爲シタリ、太閤ハ、コレコレノ人ナリト云ハヾ、聞ク者皆言ハズシテ豐臣秀吉ノ事タルヲ知ル。太閤ト云フ名ハ秀吉ニノミ限レルニアラズ。然ルニ太閤ノ名、獨秀吉ニ專ニセラルヽハ、是其人物事業ノ百世ニ卓出セルニ由ルナランカ。人ハ一代、名ハ末代ナランコト、人々ノ希フ所ナレドモ、多クハ其人ノ死後、久シカラズシ

テ、其名消エテ傳ハラザルヲ常トス。蓋百世ヲ經テ、其人猶生ケル如キハ、千萬人中ノ一人ニシテ、秀吉ノ如キハ、即其人ナルベシ。

豐臣秀吉ハ、尾張中村ノ人ナリ。初メ松下嘉平次ニ事ヘシガ、去リテ織田信長ニ事ヘテ、草履取トナル。信長其面猿ニ似タレバ、常ニ猿々ト呼ビテ、之ヲ愛セシガ、後ニハ深ク其才ノ非凡ナルヲ知リ、遂ニ擢デヽ、一方ノ將トナシタリ。已ニシテ信長畿内ヲ平定スルニ及ビ、秀吉ニ命ジテ、中國九州ノ諸城ヲ攻メ取ラシム。秀吉軍ヲ進メテ、播磨備前美作但馬因幡ヲ降シ、遂ニ備中高松城ヲ攻メ、之ニ水ヲ灌ギテ、城ノ陷ルコト旦夕ニ迫レリ。此時不幸ニモ、信長ノ凶報達セシカバ、秀吉之ヲ包マズ、明ニ敵將毛利輝元ニ告ゲテ和睦シ、直ニ軍ヲ返シテ、明智光秀ト山崎ニ戰ヒ、散々ニ之ヲ打破リシニ、光秀遂ニ奔ラントシテ、名モ無キ土兵ノ爲ニ殺サレシハ、之ヲ恥ノ上塗トモ云フベキカ。

是ヨリシテ、秀吉更ニ柴田勝家、長曾我部元親、島津義久ヲ攻メテ、北國四國九州ヲ平定セシガ、德川家康ノミハ、共ニ爭ヒ難キヲ知リ、百方和睦ヲ求メシカバ、家康遂ニ之ト和議ヲ約セリ。已ニシテ北條氏政ヲ亡シテ、關東八州ヲ家康

ニ與ヘシガ、伊達政宗モ、亦此時來リ降リ、天下遂ニ一人ノ敵ナキニ至レリ。是ニ於テ、秀吉勝ヲ朝廷ニ奏セシニ、朝廷其功ヲ賞シテ、關白ニ拜シ、姓ヲ豐臣ト賜フ。斯ク數百年ノ大亂遂ニ平定シケレバ、更ニ内野ニ壯大ナル邸宅ヲ建テ、之ヲ聚樂邸ト稱シタリ。後陽成天皇之ニ臨幸シテ、其享禮ヲ受ケサセラレシト云フ。後又京都ノ天下ヲ制服スルニ足ラザルヲ知リテ、更ニ大坂城ヲ築キシガ、其壯麗堅固ナルコト、天下第一ナリキト云ヘリ。

秀吉斯ク海内ヲ平定セシガ、猶以テ足レリトセズ。更ニ大軍ヲ朝鮮ニ差向ケ、八道ヲ切リ從ヘタル後、尚明國ヘモ押渡ラントセリ。其大膽ノホドコソ實ニ恐シケレ。斯クテ將

田秀家ヲ總大將トナシ、加藤清正、小西行長ヲ先陣トシテ、十五萬ノ兵ヲ發シ、朝鮮ノ各地ヲ踏ミ荒シテ、遂ニ國都ヲ陷レタリ。明國之ヲ聞キ、大將李如松ニ大軍ヲ附シテ赴キ援ケシメシニ、小早川隆景等之ヲ碧蹄館ニ迎ヘ擊チテ、大ニ之ヲ破リ、追ヒテ臨津ニ至リ、首ヲ斬ルコト一萬ニ及ビ、人馬ノ溺死セシモノ、幾萬ナルコトヲ知ラズ。是ヲ初度ノ戰爭中、最目覺マシキ大戰ナリトス。是ニ於テ、明國遂ニ敵シ難シト思ヒ、秀吉ヲ國王ニ封ズベケレバ、和睦ヲ許シクレヨト申出デシニ由リ、秀吉之ヲ諾シテ、一ト先諸軍ヲ凱旋セシメキ。

已ニシテ、明朝ト朝鮮トノ使者至リシカバ、秀吉之ヲ伏見

城ニ延見セシガ其儀式甚嚴重ナリキ。此時、秀吉明ノ冕服ヲ着ケ、諸將列坐ノ前ニテ、僧承兌ヲシテ冊書ヲ讀マシム。讀デ汝ヲ封シテ日本國王ト爲ストノ語ニ至リ、秀吉忽烈火ノ如クニ怒リ立チ、冕服ヲ脫シテ地ニ抛ケ付ケ、冊書ヲ切レ切レニ裂キテ、大ニ罵ルヤウ、ワレ我ガ國ニ王タラントセバ、自王タル可シ、何ゾ他

國ノ封ヲ待ツベキヤ。サレド、ワレ我ガ國ノ王タラバ、天朝ヲ如何ニスベキカト、云ヒ放チテ直ニ行長ト明ノ使者トヲ俟セ誅セントセシガ、承兌ノ救解ニテ、事纔ニ治マリヌ。是ニ於テ、其夜直ニ再征ノ軍ヲ發センコトヲ命ジ、小早川秀秋ヲ總大將トシ、毛利浮田ヲ副大將トシテ、兵十四萬人ヲ發シタリ。此戰ニ清正蔚山ニ圍マレ、士卒大ニ艱ミシガ、黑田孝高ヲ始メ諸大將之ヲ援ヒシカバ、城ノ内外ヨリ明軍ヲ合擊シテ、大ニ敗リシハ、頗快戰ナリキト云フ。時ニ秀吉病危篤トナリ、已ニ死セントスルニ臨ミ、我ガ兵士ヲ海外ノ鬼タラシムルナト言ヒ終リテ、六十二歲ニテ遂ニ薨ジタリ。諸將此報ヲ得テ、遂ニ兵ヲ收メテ歸朝シケレバ朝

教師書專讀所 著作權 免許

鮮ノ事是ニ至テ始テ其局ヲ結ビタリ。

秀吉ノ略傳此ノ如シ、之ヲ讀ム者ハ、誰カ其豪膽雄略ニ服セザルモノアランヤ。斯ル大英雄ハ、之ヲ我ガ國ノ古今ニ求メ得ガタキノミナラズ、廣ク世界中ニ求ムルモ、僅々數人ニ過ギザルベシ。是即太閤ノ名ヲ專ニシテ愧ヂザル所以ナランカ。

第十六章　英雄の忍耐

織田右府おほ清洲に在せし頃にや、鞦符せんとて、いつも集れる處を足輕ふ命じて夫々ふ守らせかき拔まづ左右の場を狩りて、後中央なる木下藤吉ぉ持場を狩るに、鞦既に草を潛りて、遠く逃去り、一羽もいでぬ。信長大に怒りて、

此小猿の横道もの、何をぉの守り居しぞ、立をぉら睡れるにいあらずや、好々ヒぉせんやうを見よ、とて、人して、真菰の根を掘取らせ藤吉を赤裸にして、面部手足ともいはず、摺り付け摺り付けさせるにぞ、處々をれ傷れ、全身朱にそみてけり。家に歸をぶしばしゝて、それふくをて、其疼み甚しく、目も塞りて見えをなりぬりぬ。さて、ぉくる日藤吉い如何にせしぞ、と問いるゝふ、渠い宿直にて、部屋に臥し居り候と申す。それ呼べとぉるに、其吉を傳ふれば其時、藤吉い痛みを忍び、起上り、壁にをぉりてい倒れ、柱に憑りてい轉び、遂にい匍ひ伏して、やうくに御次に出で畏まる。信長尻目ふ掛けて、近習の輩に、あの猿めぉ様を見よ、と手を拍ちて、大

に笑ひ、ゆきて休めとゐるに、藤吉は始終恥る氣色もなく、又怒り怨むるさまをなくて、又匍ひかゝら遠侍ふまかでけり。見る者目ひき、袖ひきて、あの猿のうつけもの、鶏いよく草をくゝりて、這ふものおるにまいて其邊りを騒ぐのーたらんに、逃げぞやゝあるべき。そを一言のおとこけわせだーて、かゝるうき恥をさらしーばづかしーと思はざるは、ほれ癡物かなと嗤ひあへるが、中には左あいひて、渠が頻魂、それほどの事を知らぬにはあるまじれど、かねて君が御心をよく知りて、ひとまとも返しー奉らで、斯く憂き目を忍び耐ふるは、如何にも行末おそろしき若者なり。我等如きは、終まは渠が旗手に靡かされんも、知るべからぬ、と

舌を巻きーゝと有ーとぞ。

字解　遠侍ふまかでける　遠侍ハ武家ノ邸ノ中門ノ傍ニアル廊ノ如キ所ニテ宿直ノ番ノ侍ヲ云フ　ふまかでるハまかりいでるノ約語ナリ　ニ近ク番スル所ヲ侍ト云フ　ニ居ル又寢室

第十七章　儉

勅語に恭儉己ヲ持シと宜いせたる、其儉の字は節儉にて、萬の事を約にーて無益の費を省き、之を有益の事ふ用ゐるさとぞ。論語に用を節ーて人を愛せ、と云へるは是事なり。

家康公の駿府に在りーー時、近侍某美麗ふる袴を着けて公の前に出仕せーーの、公その袴を見て、如何なる名ふりやと尋ねらせられば、茶宇と云ふ物ふりといふ、公聞きて顔色

を愛へ、吾をら未知らざる美服を着をるハ、何事ぞ。天下久しく亂れて萬民塗炭に苦みしも、近來漸く平和に赴く、然るに早くも驕侈の心を生ぜるハ、おれ亂の端なり。汝ぞの如き奢侈を好むものハ、我ぞの左右に置く可からぬとて、痛く叱責せられたり。

公の夫人英勝院、公の常に洗濯せし白衣を服せらるゝを見て、公洗濯の衣を服し給いぞおれを賤婢に洗はしむれば、輝りなり。侍女に濯はしむれば、柔軟の手、血を流をに至りて、太だ難義なりといへるを聞き給ひて、婦女の物の道理を知らざるおもを言ふも益なからべし。されども、よく我が言ふ事を聽かれよ。御身等ハ駿府の倉庫を見ても、その多きに驚くならん。京大坂その他の地方ふも、倉ありて、布帛ハ山の如く積みたり。故に日々百匹を服したりとも、足らざるおとなり。然れども子孫萬世の爲め、天下衆庶の爲を思ふぞの故に、常ふ洗濯せし衣を服をるなりと。公又或時、一室に入らんとして其袴の端を折り釘に掛けられければ、公手から之をもづして、稜を直さをたりけり。近臣等おれを見て微笑したるに、公こをを戒めて、吾袴を愛むふならず、此袴ハ貧しき婦女の辛苦に成りしものなり。人として其需用をる所の品物ハ、如何にして成りしか、之を知らざれば、猶禽獸に均し。故に恒ふ四恩を思ハずば、世を治むるおとを得べからぬと、語られしとぞ。

第十八章　鎌倉及足利時代ノ風俗

鎌倉開府ノ後武人ノ住居セル家屋ハ其建築稍京都ノ風ニ異ナル所アリ。其構造ハ家ノ周圍ニ外郭ヲ環ラシ、此外郭ニ表門ヲ設ケ門ノ左右ニ櫓ヲ建テ、其傍ニ遠侍ヲ設クルヲ常トス表門ヲ入レバ、中門アリ、中門ヲ入レバ、直ニ客

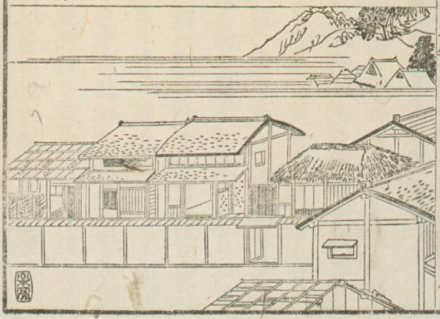

殿トナルナリ。家ノ中ニハ、玄關書院、床ノ間等ヲ設クルコト、猶今日ノ制ニ異ナラズ。足利時代ニ及ビテハ、庭園ノ築造モ、支那風ニ倣ヒテ、大ニ進歩シ、又建築ノ法モ、大厦高樓ナドニ至リテハ、莊嚴華麗ヲ專トシ、稍古代質朴ノ風ヲ失フ者ノ如シ。金閣寺銀閣寺ノ構造ヲ見テモ、其一斑ヲ知リヌベシ。

武人ノ衣服ハ、素襖、直垂、布衣、水干等ニシテ、其地ニハ、麻布、絹帛ナドヲ用ヰタリ。通常ノ直垂、素襖ニハ、家ノ紋ヲ染メ出ダス習ヒニテ、之ヲ大紋ト云フ。今ハ此服廢レテ、時々芝居ナドニ、之ヲ見ルバカリトナレリ。又家ニ在ルトキ着ル、胴服ト云フモノハ、羽織ノ袖ヲ斷チタル如キ外套ナリ。又婦

人ノ外ニ出ヅルトキハ、蟲垂笠トイフモノヲ冠レリ。是ハ笠ノ縁ニ長キ切地ヲ縫ヒ付ケ、體部ヲ覆ヒテ、長ク足部マデ垂ルヽ者ナリ。此笠ハ、鎌倉時代ニ始メテ行ハレシモ、其後ハ、又絶エテ用ヰル者ナカリキ。足利時代ニ至リテモ、其他ノ衣服ハ、概鎌倉時代ニ異ナラザレドモ、只其末路ニ肩衣ト云フモノ、始メテ行ハレタリ。是ハ素襖ノ袖ヲ斷チタル者ニテ、下ニハ袴ヲ付ケ、頭ニハ帽ヲ戴カザル制ナリ。此服ハ、其後、士人ノ間ニ行ハレテ、德川氏ノ世ヲ終ルマデ、連續セリト云フ。

常食ハ、朝夕二回ニシテ、黑米ヲ用ヰルヲ常トス。其炊キヤウハ、厚粥薄粥半熟飯、强飯ナドノ數種アリ。足利氏ニ及

ビテ、料理法モ次第ニ進歩シ、賓客ヲ饗スルトキ、其前ニ出デヽ、面ノ當リニ、魚鳥ノ肉ヲ料理シテ、其肉ノ新鮮ナルト、庖丁ノ巧ナルトヲ示スコトナド行ハレキ。又饗膳ニハ、汁五菜、三汁七菜等ノ式ヲ創製セシモ、當時ノ事ナリ。是ハ時ノ禮式家タル、小笠原氏、伊勢氏ナドノ、按ジ出セルモノナリト云フ。

文部省專賣特許所

賴朝ハ武ヲ以テ天下ヲ切リ從ヘシニヨリ常ニ士人ヲシテ笠懸犬追物鷹狩ナドヲ習ハシメ、務メテ士氣ヲ鍛錬シ節義ヲ重ンズル事ノミニ汲々タリキ。サレバ此時代ヨリ、我ガ國ノ美風ト稱セル武士道ト云フモノ、漸ク士人ノ間ニ、固結セントスルニ至レリ。只猿樂、田樂ハ武士ノ遊戯トシテ行ハレシガ、足利氏ニ及ビテ、公然ト之ヲ武家ノ儀式ニ用ヰル事トハナリヌ。又白柏子ノ舞、今樣ノ謠物ハ、鎌倉ニ行ハレ、能狂言ノ新曲ハ、足利時代ニ發達セシガ、共ニ人ノ心ヲ樂マシムル效少シトセズ。又足利時代ニハ茶ノ湯廣ク行ハレ、上下貴賤トモ之ヲ嗜マザル者ナカリシガ、其弊ヤ、一器一碗ヲ購フニ、數百金ヲ費シテ、惜マザル風トナレリ。隨テ薫香、生花ナドモ、上下ニ行ハレ、漸クニシテ、驕奢ノ俗ヲ成スニ至リシハ、嘆ズベキ事ナラズヤ。獨此際ニ、武器ノ製造、繪畫、彫刻、蒔繪ノ技、大ニ進ミ、巧妙ノ名家輩出セシハ、後世ノ遠ク及バザル所ナリ。而シテ此等巧妙ノ技藝ハ、後進ノ道路ヲ開拓セル功益ニ至リテハ、決シテ之ヲ埋没スベカラザルナリ。

第十九章　童子夢ニ一滴ノ水球トナル

童子アリ、一夜蓐ニ就キテ熟眠シ、忽奇事ヲ夢ム。謂ヘラク、其身體ハ既ニ化シテ、一滴ノ水球トナルト。因リテ眼ヲ開キ四方ヲ見ルニ、已ハ深ク暗黑ニシテ、寒冷ナル海底ニ沈ミ、幾億ノ介族アリテ、其傍ニ充滿セリ。居ルコト久シクシ

テ、他ノ水滴次第ニ流レ來リ、已ヲ推シ進ムル者ノ如シ。因リテ其為ス所ニ委セ、上方ニ向ヒテ流レ去ルコト、殆一里ニシテ、稍光明アル所ニ達セリ。其四方ニハ、各所ニ小魚ノ群集スル者アリテ、與々然トシテ遊戯シ、其意甚樂シム者ニ似タリ。既ニシテ巨口ノ大魚來リテ、小魚ノ群中ニ入リ、之ガ為ニ呑マル、者過半ナリ。此間水滴トナレル童子ハ益上方ニ昇リテ已マズ、遂ニ浮ビテ海面ニ出デタリ。是ノ時ニ當リ、徐風水上ヲ吹キテ、波瀾僅ニ起リ、身ハ其上ニ舞跳シテ、輕キコト絮ノ如ク、日光ハ其背ヲ照シテ、輕暖甚樂ムベク、目ヲ擧グレバ、海鳥ノ水ニ遊ブヲ見ルベシ。或ハ浮鷗ノ魚ヲ追ヒテ、水中ニ入リ、已ノ傍ヲ掠メテ去ル者アリ。

或ハ汽舩ノ過ニ烟ヲ擧ゲテ、過ギ去ルモノアリ。忽ニシテ、鯨鯢ノ為ニ呑マレテ、其鼻孔ヨリ出ヅル者アリ。其愉快ナルコト、言語ノ名狀スベキニアラズ。既ニシテ大陽中央ニ昇リ、爍然其背ヲ照シ、炎熱殆堪エ難キニ方リ、一陣ノ輕風吹キテ頭上ヲ過グレバ、其身乃飄然トシテ羽化シ、空中ニ昇リ去レリ。是ニ於テ、其身體非常ニ膨脹シテ、水滴タリシトキニ比スレバ、殆千七百倍ノ大サトナル。童子其事ノ奇ナルニ驚キ、且登ルコト甚高キヲ以テ、竊ニ災害ノ來ランコトヲ恐ル。而シテ上際ノ寒氣ハ、極メテ甚シク、全身冷却シテ、殆感覺ヲ失スルニ至レリ。是ニ於テ、身體再收縮シ、復將ニ水滴トナラントス。時ニ四面闇黑ニシテ、一物ヲ見ズ、

唯閃閃光ノ四射スルアリ、且殷々タシテ聲アルコト、恰モ鼓ヲ擊ツガ如キヲ聞クノミ。暫クアリテ、轟々ノ聲ト共ニ、俄ニ轉倒シテ地上ニ落チタリ。其時共ニ落下セル水滴甚多クシテ幾萬ナルコトヲ知ラズ、或ハ樹木ノ葉上ニ留マルアリ。或ハ相集リテ川トナリ、海ニ向ヒテ流レ去ル者アリ。斯カル境遇ニ轉變シタル後童子ノ夢始メテ覺メシカバ、更ニ室内ヲ諦視スルニ、他ノ異狀ナシ。唯枕邊ノ時計、午前二時ヲ報ズルヲ聞クノミ。

字解　與々然コ、ロヨクオチ　轟々タイコノヤウナルオト

讀方　快活ノ聲調ヲ尚ブ。

第二十章　博愛

愛ハ人の心に備はりたる自然の德にして、道德彝倫の道其目ハ種々ありとも、皆是愛情の溢れて、行に發したる者ならざるハなし。勅語に宣はせたる、父母に孝と云ひ、兄弟に友と云ひ、夫婦相和シと云ひ、朋友相信ドと云ふ、皆愛の作用の各別の場合より顯はれたる名なり。而して博く愛情を以て、人に接し、延て禽獸蟲魚の異類にまでも及ぼすを、博愛と云ふなり。されば人ハ忠孝友和の如き、根本の德性を養ひたる次ぎハ、博愛の慈眼を以て、博く衆人と、萬物とに接せざるべからず。鈴木宇右衛門夫婦の如き者ハ、博愛の德を備へたる者と云ふべし。

昔天明八年に饑饉ありしの陸奥ハ分けて甚しく、人民餓

る死をるもの多く其死せざるものも、みな流離四散して、各地に糊口の道を求めしが、出羽は隣國とて、來りて食をこふもの、極めて多かりき。茲に出羽の鶴ヶ岡に、鈴木宇右衛門といふものありけり。もと庄内藩の小役人なりしが、專ら節儉を勤めて、能き程の貯蓄もありしかば、職を辭して、歸農してありけるが、悉く

私財を抛ちて饑民を賑はし、剩さへ田園家財までも、みな賣代なして散じてけり。宇右衛門既に斯の如くなれば、おれに連れ添ふ妻も、まと仁惠の心甚深くて、その身に添ふとおろの衣服器財悉く賣代なして、賑恤の資に充て僅に新らしき衣二枚のみを餘しけるが、おれをも賣らんといふを、宇右衛門押止めて、凡て女子の性として、衣服を貴重をるものなるに、御身悉くおれを賣代なして惜む心なきは、感ぜるに餘りありけれど、女の他出をるに、淨き衣一枚もあらざれば、便なしといふに、妻は否とよ妾は既に他出せんと、思ふ念ありねば、淨き衣も何にかはいをべき若かし、この代をもて、兩三人の餓を救はんにはとて、遂におれをも賣代

なりけり。ある時十一二歳ばかりなる乞食乙女の門に立ちたるぢりしぼ、折しも冬の半にて、殊に此日は風雪烈しく、厚き衣を重ねてさへも、なほいと寒きに、件の乞食乙女は、切れ破れたる單衣たゞ一つ、着たるのみにてふるひ居たるを、妻はつくづく見て、如何にも衣を與へんと思へど、既ふみか賣り盡したる後よて、如何ともせんすべかなし。因て我が娘の十二歳なるを招きて、いふやう、其方は、彼とは、年の頃齊しきに、彼は繼縷の一重、たゞ一つ着たり。其方は、綿入二つを重ねたれば、須らく一重を脱ぎて、彼に與へよといふに、娘もまた父母に似て、慈善の心深ければ、急ぎ、衣一つを脱ぎて、おれを與へけるにぞ、夫婦はいたく喜び

て、娘の怜悧を譽めけるとなん。

勅語

爾臣民父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己ヲ持シ、博愛衆ニ及ボシ、學ヲ修メ業ヲ習ヒ、以テ知能ヲ啓發シ、德器ヲ成就シ、進デ公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重ジ、國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレバ、義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ。

高等小學 新讀本上篇第三巻 終

明治廿七年三月廿二日
文部省檢定濟

小學新讀本 第三卷 百三

明治二十五年十二月廿七日 印刷
同 年十二月廿八日 出版
同 二十七年三月九日 訂正再版印刷
同 年三月十二日 發行

改正定價金十八錢

東京小石川區久堅町七十四番地
編述者 西村正三郎

東京神田區柳原河岸十四番地
發行兼印刷者 辻太

東京神田區柳原河岸十四番地
印刷兼發行所 普及舍

版權所有